

令和4年12月

給与支払者様

かほく市長 油野 和一郎

令和5年度（令和4年分）給与支払報告書の提出について（依頼）

平素より、本市の税務行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度市民税・県民税の課税資料として活用します令和4年分の給与支払報告書を下記参照のうえ、同封の総括表と一緒に提出していただきますようお願いいたします。

※税理士事務所等に作成事務を依頼されている場合は、同封の総括表等をお渡しください。

記

1 提出していただく対象の方について

次のいずれかに該当するすべての従業員（パート・アルバイト・役員等を含む）に、令和4年中（1月1日から12月31日）に支払った給与について、給与支払報告書を作成し提出してください（支払額の多少にかかわらず提出が必要です）。

- ・令和5年1月1日現在の在職者のうち同日現在に、かほく市にお住まいの方
- ・令和4年中の退職者のうち退職日現在に、かほく市にお住まいの方

※かほく市に居住しているが、住民票がないという方の給与支払報告書を提出される場合には、住民登録地を必ず摘要欄又は住所欄の余白等に記入してください。（マイナンバーの記載がなく、住民登録地が不明な方に関しては、後日、お聞きすることがあります）

2 提出書類について（①～④の順に綴って提出してください）

令和5年1月以降、給与支払報告書（個人別明細書）の提出枚数は1枚となりました。作成にあたっては、裏面の「4 給与支払報告書（個人別明細書）の記載についての注意事項」を確認してください。

- ①総括表（別の総括表を使用する場合でも、同封の本市総括表は必ず提出してください）
- ②住民税を給与天引きする方（特別徴収分）の給与支払報告書
- ③普通徴収切替理由書兼仕切紙
- ④住民税を給与天引できない方（普通徴収分※切替理由書に記載した方）の給与支払報告書

3 提出先および提出期限について

提出先 〒929-1195 かほく市宇野気ニ 81 番地
かほく市役所 総務部税務課 TEL 076-283-1114

eLTAXの電子申告で提出される場合は、『事業所指定番号（同封の総括表上段の7桁もしくは8桁）』を必ず入力してください。

提出期限 令和5年1月31日（火）

整理の都合上、1月16日（月）までの早期提出にご協力をお願いします。

裏面もご覧ください

4 給与支払報告書（個人別明細書）の記載についての注意事項

給与支払報告書（個人別明細書）の書き方については、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」を参照してください。※国税庁のホームページからダウンロードできます。

市民税・県民税額の算定上、特に下記項目について記載もれや誤りがないかご確認ください。

◇給与支払報告書には給与支払者の法人番号又は個人番号、受給者の個人番号、控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号の記載が必要です。

◇前職収入・租税条約免除・海外住居や扶養または16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合、また、特別徴収できない従業員の場合は摘要欄に記入してください。

※支払額に前職分が含まれる場合は、支払者、給与支払金額、社会保険料、源泉徴収税額を必ず記入してください。（記入がない場合は、前職分の給与等を合算することになります）

※外国人研修生・技能実習生を受入している事業所の方へ

租税条約の適用を受け、住民税の減免を受ける場合は、税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写しの提出をお願いします。

※特別徴収できない従業員の場合は、別紙（普通徴収切替理由書）の該当する符号（普A～普F）を必ず記入してください。

◇生命保険料控除の適用を受ける場合は、生命保険料の金額内訳欄にそれぞれの支払金額も記入してください。

◇住宅借入金等特別控除の適用を受ける方については、住宅借入金等特別控除の額の内訳欄の「住宅借入金等特別控除適用数」、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」を必ず記入してください。また、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」の記入が必要です。

※適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。

「住宅借入金等特別等特別控除区分」については、「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書・証明書」に区分の表示がありますので、それにより、記載してください。

区分	控除申告書・証明書の表示	記載方法
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	（元号●年中居住用）	住
認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住用・認定住宅用）	認
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住用・特定増改築等住宅借入金等特別控除用）	増
震災特例法第13条の2第1項を適用した場合	（元号●年中居住用・震災再取得等用）	震

上記の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が

- ・「特定取得」（特別特定取得以外）に該当する場合には「(特)」、
- ・「特別特定取得」に該当する場合（「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。）には「(特特)」、
- ・「特例特別特例取得」に該当する場合には「(特特特)」と併記してください。